

# 契 約 書 (案)

岩手県（以下「発注者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）とは、岩手県庁舎で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別添岩手県庁舎電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、岩手県庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

- |             |      |           |
|-------------|------|-----------|
| (1) 基本料金単価  |      | 円 / k W 月 |
| (2) 電力量料金単価 | 夏季   | 円 / k W h |
|             | その他季 | 円 / k W h |

2 消費税及び地方消費税額を前項の単価に含むものとする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 16 条第 1 項に基づく賦課金は、受注者が定める電気標準約款（以下「約款」という。）によるものとする。

4 燃料費調整は、受注者が定める約款および電気供給実施要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

（履行場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

- |        |  |
|--------|--|
| (1) 場所 | 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁舎                    |
| (2) 期間 | 令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 31 日 24 時まで |

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする。

（注 1）契約保証金について、受注者は契約の締結と同時に、契約金額に岩手県庁舎で使用する電気の供給の契約電力及び予定使用量を乗じた金額の 10 分の 1 以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 112 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

（再委任等の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 契約電力は、仕様書のとおり定めるものとする。

2 各月の最大需要電力が仕様書に定める値を超過する場合は、発注者、受注者協議を行

い、契約電力を定めるものとする。

(計量及び検査)

第 8 条 受注者は、原則として毎月 1 日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第 9 条 料金の算定は 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第 10 条 受注者は、第 8 条に定めた検査終了後、第 2 条及び第 9 条に基づき支払請求書を作成（請求額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額により作成）し、電気料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求があったときは、約定期間内に受注者に対価を支払うものとする。

(注 2) 約定期間は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）

第 6 条に規定する支払の時期（適法な支払請求を受けた日から 30 日以内の日）を原則とするが、表記については、発注者と契約予定者との協議により決定する。

(支払遅延利息)

第 11 条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の期間内に対価を支払わない場合は、受注者に対する支払の日までの日数に応じ、支払金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の遅延利息を支払わなければならない。

(注 3) 支払遅延利息について、契約予定者が定める電気供給約款等に規定されている場

合は、この契約書を基準として、表記については、契約予定者との協議により決定するが、規定されていない場合については、令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(事情変更)

第 12 条 発注者及び受注者は、この契約締結後に経済情勢の変動、天災地変及び法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当と認められる場合は、協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、書面により定めるものとする。

(発注者の催告解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することが出来る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき発注が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒んだとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の無催告解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結若しくは業務の実施において、受注者に不正行為があったとき。
- (2) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 第 17 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしている認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 15 条 第 13 条又は第 14 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第 16 条 第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、契約金の支払いがあった後においても適用するものとする。

(受注者の催告解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の無催告解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第12条の規定により設計図書を変更したため契約金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条の規定による供給の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が供給の一部の場合、その一部を除いた他の部分の供給が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条、第18条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(2)号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約解除の場合における業務委託料の返還)

第21条 受注者は、第13条、第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに契約金の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、契約金を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により契約金を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(注4) 令和7年4月1日において適用される会計規則(平成4年岩手県規則第21号)

第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 22 条 受注者は、第 13 条、第 14 条の規定により契約を解除された場合は、第 20 条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

2 発注者は、第 17 条、第 18 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第 23 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(秘密の保全)

第 24 条 受注者は、この契約により知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第 25 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡をした場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨通知を行った時点で生じるものとする。

3 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(注 5) 契約の相手方が、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外である場合は、第 25 条第 1 項ただし書及び第 25 条第 2 項の規定を削除する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 26 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、受注者が定める約款等によるほか、発注者、受注者協議するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

受注者 住所

氏名